

(参考)

水質総量規制制度について

1 . 目的

人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の総量の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

2 . 対象水域

(1) 要件

人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であって、
水質汚濁防止法の排水基準のみによっては、環境基準の確保が困難であると認められる水域

(2) 現在の対象水域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

3 . 対象項目

化学的酸素要求量 (C O D)、窒素含有量、りん含有量

4 . 対策の概要

(1) 事業の実施

生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道、合併処理浄化槽等の整備を促進する。

(2) 総量規制基準による規制

排水量が $50 \text{ m}^3 / \text{日}$ 以上の工場・事業場を対象とし、排出が許容される汚濁負荷量 (排水濃度 \times 排水量) により規制を行う。

(3) 削減指導等

小規模事業場、畜産・農業等に対し、汚濁負荷の削減指導等を行う。